

## 「第50回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和6年9月9日(月曜日)19:00～21:19

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東

出席者：(滋 賀 県) 中村琵琶湖環境部長、中村参与、小川最終処分場特別対策室長、湯木専門幹、川端副主幹、外村主査、大屋主査、福本主査、千代主任主事、コンサル2名

(栗 東 市) 上山副市長、高田部長、殿村課長、矢間課長補佐、川端係長

(自 治 会) 赤坂、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計11名

(県議会議員) 1名

(市議会議員) 1名

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 31名)

司会：皆さん、こんばんは。お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第50回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会をいたしたいと思えます。少し北尾団地さん、小野さんが見えませんが、定刻でございますので始めさせていただければというふうに思えます。

それでは、開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の中村よりごあいさつを申し上げます。

部長：はい。皆さん、こんばんは。夜分お疲れのところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。外も少し風が出てきて、日も早く陰るようになってきて、秋の気配が少しずつ近づいているのかなというふうに思っております。琵琶湖環境部長の中村でございます。どうぞよろしくお願いたします。今年度2回目の連絡協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この連絡協議会でございますけれども、皆さんご承知のとおり、対策やモニタリングの結果、これをご説明させていただいて、皆さま方のご心配やご提言を直接お聞かせいただける非常に重要な取組だと考えてございます。本日もよろしくお願申し上げます。

さて、本日でございますけれども、お手元に次第のほうを配布させていただいているかというふうに思えます。大きく3つの議題を掲げさせていただいております。

1つ目が令和6年度の第1回のモニタリング調査結果について、そして、2つ目が維

持管理の状況につきまして、そして、今回、ここからが新しくお示しさせていただくのが含まれるんですけども、アーカイブの廃棄物編について、そして、アーカイブの総括編についてということになります。本事案の教訓を後世に生かすために編集を進めてございます、アーカイブということになります。

昨年度、原稿案をお示しいたしました対策編の工事編に続きまして、廃棄物編、そして、さらに総括編については、まだたたき台というふうな段階でございますけれども、編集の方向性を含めまして、皆さまから広くご意見をいただければというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上3つが、本日の内容というふうになってございます。これまでと同様、皆さま方と情報を共有しまして、しっかりと意見を伺いながら安全安心の回復に向けまして着実に取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

司会：それでは、続きまして、栗東市の上山副市長さまよりごあいさつをお願ひをいたします。

副市長：皆さん、こんばんは。栗東市の副市長、上山でございます。夜分お疲れのところ、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。平素は自治会活動、また栗東市政各般にわたりまして、さまざまなご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、また連絡協議会でございますけれども、市民の皆さんが安全安心に生活していただくため、今後とも、この協議会において皆さんのご意見をしっかりと賜りながら、私どももまた皆さんと一緒に、また滋賀県さんに対して言うべきことも言いながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会：ありがとうございます。本日の司会進行でございますけれども、私、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の湯木が担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速ですが、議事に入ってまいります、その前に3点、お願ひとお断りをさせていただきます。

1点目でございますが、ご意見やご質問などをいただく際は、挙手をしていただき、司会が指名をさせていただいた後にご発言をお願ひをいたします。

2点目でございますが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さまと県および市の意見交換の場でございますので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないことといたしております。

3点目でございます。会場の都合上、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため、議事の進行状況によりましては途中であっても次の議題に進むことがございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願ひいたします。

以上3点につきまして、よろしくお願ひをいたします。

次に、本日お配りをしております資料の確認をさせていただきます。まず、次第でございます。次に資料1、「第49回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果」でございます。次に資料2、「令和6年度第1回モニタリング調査結果について」。次に資料3、「維持管理の状況について」。次に資料4、「RD事案に係るアーカイブについて」。次に資料5、「アーカイブ廃棄物編（素案）」。最後に資料6、「アーカイブ総括編」。以上でございます。資料は全ておそろいでしょうか。会議の途中でも資料の落丁等がございましたら、事務局までおっしゃっていただければと思います。

また、会議中は適宜前方のスクリーンで、お手元と同じ資料をできるだけ表示しながら説明させていただきます。お手元の資料とスクリーン、どちらかでご覧いただければというふうに思います。

それでは、議事に入らせていただきます。まず議事1、前回の開催結果について説明をいたします。座らせていただきます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。資料1でございます。前回の開催結果の確認ということで、「主な質疑・ご意見」いうところでございますが、1の前回、その前の第48回の開催結果の確認ということですが、特に意見等はございませんでした。

次の2でございます。令和5年度第4回モニタリング調査結果というところでございます。H26-S2、これ北尾側の遮水壁の外ということになります。「ひ素がまた上がってきている。嫌気状態になっているということだが、こんなに変わるのか。新たにまた溶け出しているのか」というご質問でございます。これにつきまして、「これまでの変動の範囲内の結果と考えている。特段おかしいことではない」と回答させていただいたということでございます。

次、3、維持管理の状況についてでございます。②でございますが、「降水量が7月ぐらいに高くなるけれども、処理水量は同じぐらいであり、処理しない水がどういうふうに動いているのか説明していただきたい。蒸発する部分、地面に染み込んだもの、処分場外に流れ出ているものもあると思うが、割合をどのように想定しているのか。汚染水が外に出ていることは想定しなくていいのか」というご質問に対しまして、「降った水ですけれども、一部は染み込んで、一部は表流水として流れていく。じわじわと染み込んでいく。この雨と水処理施設に入ってくる水量が必ずしもリンクしない状況になっている。設計の段階では、大体雨水の浸透水は平均でいうと27%、最大でいうと35%という形で設計されている。降水量として4年度の実績で、降水量として約8万4,000m<sup>3</sup>、それに対して処理量として2万m<sup>3</sup>ぐらいになるので、計算でいうと23%ぐらいというところ、ほぼ設計どおりの数値で浸透水量を処理できている。今のところ、穴から漏れているかまでは量的な観点から見ても大丈夫かなと考える」、こうお答えをさせていただいたところです。

裏面に移りまして、すいません。ページでいうと2に移りまして、4、「遮水内部の安定化へのプロセスの状況について」の項目の③でございますが、「安定化に進んでいることはよく分かるが、地表面の変化はもっと大きくてもいいのではないか。管理型処分場と比較する意味はあるのか」というご質問に対しまして、「管理型処

分場の例を出させていただいたが、廃棄物の性状も違うので比較するのは難しいところもある。アドバイザーに累積の沈下量で2cmというところを聞くと、有機物の量というのは全体に低くなっていて、沈下量の原因は主に物理的な圧密ではないかと言っていた」というふうにお答えをさせていただいたというところがございます。

最後の5番の「その他」、④でございますけれども、これ水処理施設の関係でご質問いただいたということでございますが、砂ろ過のろ材交換は、どれぐらいで交換されるのか。黒い物があったということだが、どんな物かは調べていないのか」というご質問に対しまして、「水圧も測りながら日々の維持管理の中で状況とかも確認し、タイミングを測り交換している。黒い物については、特に調べたりはしていない」というふうにお答えをさせていただいたというものでございます。

説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしゅうございますか。それでは、次の議事に進ませていただきます。

続きまして、議事2、令和6年度第1回モニタリング調査結果について説明をいたします。

主査：それでは、すいません、滋賀県の最終処分場特別対策室の大屋と申します。資料2につきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。お手元のほう、多分白黒かと思うのですが、適宜、前のカラーのスライドもご参照いただきながら聞いてもらったらと思いますので。

主査：すいません。カラーです。すいません。失礼しました。

まず1枚目のスライドが表紙で、2枚目からでございますが、今回、周辺環境影響調査ということで、今年度第1回目でございますので、経堂池のほうも含めて調査を実施させていただいておるところです。分析等、立ち会い等の関係で、経堂池だけ約1週間後の5月28日に調査を実施しておりますが、それ以外の地下水調査は5月20日に実施をしておるところになってございます。

早速結果のほうからでございますが、まず浸透水ですね。揚水ピットのところで分析をしてございますが、前回同様、今回もこちらのほうの基準超過はないという状況でございました。

続きまして、地下水のKs3層のほうでございます。こちらこれまでと同様でございますけれども、H26-S2(2)という所で、ほう素が1.3mg/Lというところで環境基準が超過しておるといった状況が継続しているということを確認してございます。この結果のほうにも書いてございますが、EC等、それ以外の項目に大きな変動はないということでございますので、これまでから説明差し上げておき、この遮水壁をここに設置をしたことによりまして、ここの地下水が行き場をなくしてしまっ、その影響がずっと残っておるんだろうという状況が継続しておるといったところでございます。そこにつきましては、引き続き県としても注視をしていながら処分場外に汚染が広がっていないかと、新しい汚染が広がっていないかということをしっかり

と注視をしております。

続きまして、Ks2層のほうが多いということもございまして、例年同様①、②というふうに分けさせていただいております、まず①が主に上流側というところでございます。こちら前回と同じでございますが、H24-7とH26-S2という所で、ひ素が基準超過しておるという状況でございます。こちらにつきましても、電気伝導度の結果と傾向等から、超過原因につきましては、処分場から浸透水が漏れ出しているとかそういうわけではなくて自然由来と考えておるところでございます。一応グラフのほうでも、これも変動の範囲内で動いておるということも確認できるかなというふうに思っています。

続きまして、下流側、Ks2層の②というところでございますが、これも前回同様No.3-1のほうで、ひ素が基準超過をしておるというところでございます。こちら電気伝導度もこの安定した状態が続いておるということもございまして、過去に詳細調査を実施して、自然由来の汚染という形で整理もさせてもらっておりますので、今回もその状況が継続しておるものというふうに判断をしておるところです。

主査：続きまして、表流水としまして、洪水調整池でも調査を実施をしておるところです。今回、pHが基準超過という形で、9.2という数字でございます。これもpH以外の項目、この電気伝導度等も見てもらったら分かるのですが、基本的にこのpH以外に大きな変化はないということですね。調整池にやはり藻が発生しておったという状況もございまして、あと、これまでのpHのシーズンの変動、春先といいますか、夏場のほうに上がって冬場に下がるという状況とかもこれまでから観察されておりますので、今回も同様に廃棄物による影響とかがここに来てるのではなくて、この光合成による影響というふうに考えているところでございます。

続きまして、表流水で経堂池のほうでございます。こちら、調査の日が1週間ほど違うのですけれども、基準超過はなかったという結果を確認しておるところです。

結果の一覧がこちらの、数字が細かくて申し訳ないのですが、表で掲載をしておりますので、また今回紹介した項目以外も一通りご参考になってもらったらというふうに思っております。

最後です。敷地境界のガス調査、硫化水素ですが、これも東西南北4地点で計測をございまして、これも全て0.002ppm未満ということで、不検出という状態が継続をございまして。

資料2につきましてもの説明は以上となります。

司会：それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手のほうをお願いいたします。

住民：はい。

司会：赤坂さん。

住民：赤坂、〇〇でございます。ひ素の話が前回でも出てるわけですが、Ks2層に、①、そのひ素のグラフについては、今の説明のとおり、変動ある中で動いてるという、そんな説明があったわけですがけれども、次のページ、②のほう、②のほうで、同じくひ素。このNo. 3-1の所のひ素は、これはどう見てもやっぱり右肩上がり、上昇傾向にあると見られるんですけど、その辺の原因、嫌気性になったり、pHが上がったり、そういう状況の中で、ひ素が鉄から外れて遊離してくるといふ、そんな話もあるんですが、地下の環境の変化、そういう変化を一定反映しながら推移をしていると見られてるのか。そうか、これも一般的な変動の範囲内と見られてるのか。その辺のご理解をお伺いできたらと思います。

司会：そうでしたら、回答よろしく申し上げます。

主査：はい。ありがとうございます。これに関しましては、前回の協議会でもご質問頂戴しておりまして、資料1のところにも書かせてもらっておるんですけども、この時期が平成24年からで切られてしまってますから、これ以前見ますと、0.04の数値とかも上がったりもしてますので、基本的には変動の範囲内の話かなというふうには考えているところでございます。

住民：加えて、すいません。過去の変動の幅を当てると、その範囲収まるということなんですが、この平成24年度からの水位を見ると、近年、やはり上昇傾向にあると言うこともできる。それについては、単なる変動の範囲ということではなくて、地下の環境が何らかの変化があるやなしやというところのサインではないのかという、そういうお考えっていうのは特にはないんですか。

主査：可能性としまして、そういうことも、たちまちそうだろうというふうに思ってるわけではないんですけども、もちろんこれが今後も上がっていくのか、この辺で前後といたしますか、上下といたしますか、に変動していくのかっていうところにつきましては、きちっと注視をしていきたいというふうに思っておりますし、当然このひ素以外、電気伝導度等含め、さまざまな、この結果といたしますか、数字とどういふふうに変動していくのかということもしっかりと見ながら、原因が何かということもきちんと考えていこうとは思っております。

住民：ありがとうございます。

司会：そうでしたら、赤坂さん。

住民：はい。赤坂の〇〇ですけど、H26-S2ところですね。Ks3層ですね。3層ですね、これ。ほう素が、ほう素が基準を超えてましたね。

主査：Ks3層。

住民：それで、3層ですね。この場所は遮水より外側っておっしゃいましたね。

主査：はい。

住民：ほやね。これは滞留してるからっていう前から説明あったけども、けど、これ例えば今、北尾のほうに、北尾団地のほうに公民館が立ってますよね。あそこに廃棄物を埋めたという情報があるわけです、私たち聞いてるんですけどね。その調査は県としては今まで一度もされてない。そっち側、そっちのほうから流れてきてるという可能性というのはない、絶対ないと言えるんですか。調査やってない。

主査：ご指摘の件、これまでも多分何回かあったかなと思うんですけども、基本的に対策をやっていく中で、ここの従業員さんの方にヒアリングをしたりですとか、あとは、さまざま記録、その辺を調べて確認をした結果、そこに埋まってるという事実は確認できないという形で対策をこれまで実施をしてきてるというふうに承知をしております。

住民：いや、その下を確認をそしたらしたんですか。

主査：掘ってという。

住民：この従業員から聞いたという話だけじゃないんですか。けど、私らも従業員から聞いているんです。そこでは埋めたという情報があるんです。私らの情報いうのは、今まで全部、全部当たってきたわけですよ、一つも外れなく。そちらの従業員のほうは、埋めた経過はないと。私らが聞いたのは埋めたと。確認してないなら、どちらか、やはり確認して、掘ってみて、そして調べて、その結果埋めてませんというなら私らも納得いくんやけど、私らは埋めたって聞いているわけやから、やはりきちっと調べてしてもらわないと、これもそうじゃないのかという懸念は残りますよね、私ら。

副主幹：すいません。先の〇〇さんのご質問なんですけれども、お答えになるんですけれども、令和2年8月に、令和2年の8月ですね。

住民：令和2年の8月。

副主幹：はい。連絡協議会の資料3の2で説明をさせていただいてるんですけども、やはり基本的にこの今スライド出している資料の中で、ほう素の経年変化の状況であったり、電気伝導度の経年変化の状況であったりということも踏まえるんですけども、あとは、H26-S2(2)のイオン組成の状況と、あと、H26-S2(2)近傍にあ

る浸透水の平成23年度のイオン組成が酷似してるというところがございまして、その状況、あと、Ks3層の地下水の流れを踏まえますと、遮水壁をする前の浸透水のほうが同じ水位の標高の間で何らかの行き来があつて、H26-S2(2)周辺のほうに影響を与えていて、行き来があつて、遮水壁を施工してしまったところですから、下流側のほうがせき止められてしまって、どうしても外に出てしまった、影響を受けてしまった浸透水というのが行き場を失ってる状況というところで説明をさせていただいたというところで、基本的に今おっしゃっていただいている廃棄物の影響は受けてないというところで考えさせていただいております。

司会：よろしいですか。

住民：いや、むしろ、公民館のほうの下には埋まってるか、埋まってないかというのは、確認はどうするんですか。

副主幹：確認等は、こちらで掘削等、調査したわけではないので分からないところなんですけれども、基本的に埋まってるという記録のほうが、こちらの県のほうで確認できなかったというところがございます。

住民：確認できなかった言うたのか。もう一度言うてください。記録を確認できなかった。

副主幹：記録のほうを確認を、資料とか見させて、探させていただいたんですけども、そういうような記録はこちらのほうでは確認できなかったというところがございます。

住民：今まで私らは、何やったかな、証言集から言ってきたことで、今までみんなそうやって検査拒んできたわけですよ、調査をね。ほして、調べていったら、やはりこれも当たってた。これも当たってた。今までそんな経緯がいっぱいあるわけです。じゃ、それ私らは埋まってると思ってる。じゃ、掘ってみるのが一番いいじゃないですか。

副主幹：あと、もう一つは、栗東市さんのほうで、昔、お答えされてる関係なんですけれども、下水道管の敷設の工事をされた時も市道のほう掘削をされ、そのおっしゃっておられる場所ではないんですけれども、下水道敷設の時に地下を掘削をしたということもあつたんですけれども、その時にも廃棄物は見つからなかったというふうにおっしゃっていただいておりますので、直接的な所ではないんですけれども、そういう状況もあつたというところがございます。

住民：水道管っていったら、そんな1m以上掘らないじゃないですか。そんな深く水道管埋めませんよね。それより下なんて分からないからね。水道の人はそう言ったか知らんけど、覆土だけやったら分かりませんよね。



司会：ちょっと一つお答えして、他の手、挙がってますんで。

住民：また、この問題は後にしましょう。

司会：よろしいですか。他でも手挙がってますので。すいません。ニューハイツさん。

住民：今の件なんですけれども、処分場は県有地なので県の権限で掘削調査できると思うんですが、この北尾の自治会館の土地は今どういう状況なのか教えてください。一般的に、自治会館っていうのは基本的にそれぞれの自治会が所有した後に、栗東市のほうに税金の問題もあるので寄付するって形になるかと思うんですが、この地権者はどこにありますか。

司会：栗東市さん。

課長（栗東市）：この件につきましては、栗東市のほうが今所有という形になってます。

住民：じゃ、栗東市さんにお尋ねいたしますけれども、こういう住民からの意見があるということで掘削調査をするって考え方はあり得ると思うんですが、栗東市の考えはどのようなものなのでしょうか。

課長（栗東市）：その点につきましては、地元の住民さんとのお話の上で、今後検討していきたいなというふうには考えております。

住民：その場合は、地元の住民というのは北尾団地ですか。それとも、ここで集っている地域住民の意向でしょうか。どちらでしょうか。

課長（栗東市）：基本的には、北尾団地さんとのお話という形なろうかと思います。

住民：となると、北尾団地の了解がなければ、ここの調査は栗東市としては認めないというふうに栗東市で判断してるということでよろしいですか。

部長（栗東市）：すいません。失礼します。そういう判断をしてるということではありませんけれども、自治会としてはやっぱり北尾さんが一番近い、自治会内としてはそういった関係にありますけれども、この処分場問題のことにつきましては、こちらの協議会で議論なり、情報交換をしながら、このことについては考えていく必要があると思いますんで、こういったところでの議論も必要なのかなというふうに考えてます。

住民：多分、北尾団地としては、そこに廃棄物が埋まってるってことはネガティブな情報

ですから、地価の下落ということも考えて、そう簡単には納得しないと思うんですよ。ところが、栗東市全体という立場から考えれば、栗東市の環境を守るために、やっぱりそこはしっかり調べたほうがいいんじゃないかって判断が成り立つと思うんですよ。これは基本的に矛盾しますよね。その場合、栗東市はどういう形でその矛盾を解消しようと考えてますか。

部長（栗東市）：すいません。即答できることではありませんけれども、もちろん両方のご意見をいただきながら判断していくことになるんだというふうには考えます。

住民：今回だけではなくて、これまで、この案件についてはいろんな議論が出てきましたが、基本的にその話をどうやって収れんさせて、結論に向かっていくのかってのは、まさに栗東市のイニシアチブが問われるかと思うんです。その道筋について、どういう手順を考えてるのか教えてください。

部長（栗東市）：すいません。今申し上げましたとおり、即答できかねますけれども、皆さんのご意見もいただきながら、こういった場面、場所全部含めて議論させていただきたくいうふうには考えてございます。

住民：これまで、この問題は何度も出てるんです。やっぱり栗東市がちゃんとリーダーシップを発揮して、どういう手順で北尾団地とその周辺の自治会の意見、住民の意見を調整するのか、しっかりした方針を示さなければ、いつまでたっても同じことの繰り返しじゃないですか。行政として、しっかりやってくださいよ。副市長、どうですか。意見をお聞かせください。

副市長：今、〇〇さんのほうからもご提案とかされ、〇〇さんとかお伺いしましたけれども、部長申し上げましたように、ここで一方的にこうっていうふうなことは言えません。そこは部長が申し上げましたように、皆さんのお話を聞いてですけども、ただ、そう言って、ずっとそう言うてるやないかということですよ。過去からそういうふうな話が出ていて、結局また同じことを繰り返してるんじゃないか、今までからそういう議論をしてるんだっていうふうなことやと思うんです。

なので、いつまでたっても埒が明かない話はいけませんので、そこはまた、そこに対して、今まで多分いつまでに答えを出すというふうなことは言ってこなかっただろうと思いますので、いったんこれは今日持ち帰らせていただいてもよろしいですか。で、また中で話もせんとあかんと思いますので、それはまた皆さんのご意見をお伺いしながらにしようかと思っておりますけれども。

司会：よろしいですか。今、副市長のほうからいただきました。

住民：はい。次回の返答期待いたします。

司会：ありがとうございます。その他、ご意見ございますか。はい。どうぞ、日吉が丘さん。

住民：今回、アーカイブもできたんで、前のこと思い出すと、ああと思って、それもあって、ちょっと思ったことお聞きしたいと思ったけども、今のSのあれの所の場外やったら、あれは流れていくのはどこへ流れるんですか、もしなくなるとしたら。今、たまってるから検出されてるけどというふうなお話で、それが、たまりが何かの都合でここ流れていくとしたら、結局はどっか行ってしまうんですかね。量的には少ないから、大丈夫という判断なんでしょうかね。

司会：お答えをお願いします。

主査：はい。すいません。これ、先ほどからございます、令和2年8月の連絡協議会の資料でございますけれども、ここですね、H26-S2(2)、このポイントについては、遮水壁を設置する前は、この処分場内を経由して流れていただろうということで等水位線が描かれるような状況でございますが、そこに遮水を設置をしておりますので、だから、どこに流れていくというよりは、基本的にはこの辺りで滞留が続くんだろうなというふうに考えてはおります。

住民：もう遮水壁の外側でたまって、ずっとそのままいるという、そういう。

主査：そうですね。基本的にそうです。

住民：それでええという判断ですか。

主査：ええといいますか、基本的には新しく汚染が広がってるとか、そういうことではございませんので、この水位としては経過観察はもちろんしますけれども、ここに関しましても特段今から何かをしようとか、そういうことではないのかなというふうに思っております。

住民：それと、もひとつですけど、前からも、何か、私よう分からんなりにどうなんかなと思ったのが、電気伝導度なんか高いですやん。大体地下水やったら10ぐらいとかいう話を聞いているんですけども、ここはどこもそれずっと高いし、低い所は10とか1桁になってる所もあるし、そう考えると全体的にダーっと高いんですけども、それで、今、この工事の収束のこの基準は、一応今んところは、ひ素は外やろうとか、現地由来やろうというような話でクリアしてるということはそうなんですけども、電気伝導度が高いっていうのは、これはずっとそのままになっていくんかなとか、これからだんだんまた低くなっていくんかなとか、それとか、あと、よそのこういう同様な所みたいな所での電気伝導度とかはどんな様子なんかなというのの前から絶えず思ってたんですけど、一遍聞いてみようかなと思って、お答えをお願いしたい

な思います。

主査：はい。ありがとうございます。電気伝導度も基本的に低い所、自然条件で低い所はもちろん低いですし、やはりこういう、これ、Ks3層例に出してはありますが、今回、ご指摘いただいたようなH26-S2(2)ですかね、これは、この150ぐらいでずっと推移していますが、ここはオレンジですね。これ、H24-2(2)とかですと、こんなふうに低下しておるということもありますので、基本この対策工事が実施されて、その汚染の影響がだんだんと薄くなってくると、このように下がっていくということは十分あり得るのかなとは思いますが、ただ、それが何年後かとか、どれぐらい待ったらそうなるのかとかっていうのは、ほんとに一概には言えないかなというふうには思います。

あと、全国的な他の事例ではということですが、そこ、すいませんが、今ぱっと手持ちがございませんので何ともお答えし難いですが、

副主幹：先ほどおっしゃっていただいた、他の事例のお話なんですけれども、アドバイザーの梶山先生と、あと、樋口先生とご意見を聞いていますと、やはり下流側の電気伝導度なかなか下がらないと。一番初めに下がってくるのは、やはり有機溶剤性のクロロエチレンやジオキサンが一番最初に下がってきて、その後、ほう素も下がってきて、電気伝導度というのは、プラスイオン、マイナスイオン総数ということになるので、プラスイオンというと土壤吸着しやすいというような性状がございますので、一番最後まで残ってきてしまうのは電気伝導度かなというところで考えているところでございます。

住民：ずっとあんまりそんなに落ちたりとかしてないと思うんで、ただ、ずっとこのまま行くかなって、それでええんかなとか。あと1年ちょいですか、一応最後の結論が出るみたいのところはあるとは思いますが、その後もずっと高いままですと行くかなと思ったりしてるんですけどね。それがそんなもんなのか、もうしょうがないっていうのか、そういう段階のもんなのか。よそのそういう事例なんかでは、こうやからこうですと。もうしょうがないなになるのか。それが悪いか悪くないかってことも念頭に、一個一個の有害物として考えて、それを数字としてはこうやから一応大丈夫ですよというのは分かるんですけども、全体的に汚れてるっていうか、そういう地下水にも何か異物が混じって、ダーッと流れてるような状態がずっと続くもんなんやと、そういうふうにもう考えなしょうがないのかな。そうになったら、これからそういう処分場のありようはそんなもんやというような考えを持つんかなとか、ちょっと思ってみたんですけど、県の方もそういうふうなものは、どういうふうに思われるんかってのを聞いてみたいと思った次第ですが。

副主幹：そうですね。6ページ目のほう見ていただければと思うんですが、やはりこの旧処分場の下流側の状況を見てみると、クロロエチレン、1,4-ジオキサンのほ

うが、まず遮水のほうから出てきて、環境基準以下になってと。その次に、ほう素が出て、また電気伝導度も下がってる傾向もありますけれども、その速度というのは他の物質と比べると時間がかかっているというような状況なんですけれども、それは各、例えばほう素、クロロエチレン、1,4-ジオキサンは、その物質の性質によって流れるスピード変わってまいりますし、電気伝導度というのは、先ほど申しましたけれども、プラスイオンも含まれているというところと言うと、最後まで影響が残ってくるものでもございますので、そこはおっしゃっていただいたように時間が、下がってくるまではちょっと時間が必要というところになってきますし、アドバイザーの先生方もそうおっしゃっているところなんですけれども、このクロロエチレン、ジオキサン、ほう素を見てきていただくと、確実に環境基準が下回ってきてるところですんで、その点を見ていただけますと、効果がこのところ確認できるのかなというふうに考えているところです。

司会：よろしいですか、赤坂さん。

住民：県の見解では、あそこにたまったままやと。だから、こういう状態が続いてるんやと。そしたら、くみ上げたらどうですか、いっそ。どんどんくみ上げて、処分のほうへ持って行って。ほしたら、いつかきれいになるわけでしょ、たまってもんから。そうでしょ。そしたら、県が言ってる、たまってたっていうのは証明できるわけ。

ただ、私がさっき言ったように、もしもちょっと公民館のほうから流れてきてるとしたら、いつまでたっても濃度は変わらないという状態になりますよね。取りあえず一回検討してみてくださいよ。くみ上げて処理すると。そして、経過を見定めるというか。どうですか。

副主幹：基本的には今のところ、考察をさせていただいてるとおり、遮水壁をする前の浸透水の影響が出てるところを確認できておりますので、やはりそれを今後も注視していくというところで考えてまいります。

住民：それやったら証明ならないじゃないですか。県がおっしゃってる証明にならないじゃないですか。いつまででもこれ続いてたら、私らはよそから流れてきてんの違うのかと思ってるわけ。私らはじゃないけど、私はなんですけど。

副主幹：おっしゃっておられること、心配しておられること、もちろんなんですけど。

住民：ほしたら、やっぱり、くみ上げたら県のほうも証明できるわけじゃないですか。

副主幹：そこは、令和元年8月の資料のほうでご説明をさせていただいてるとおり、浸透水と、すいません、遮水壁をする前の浸透水とH26-S2(2)周辺の地下水のイオンの性状がほぼ似通っていたというところで、やはりそれは処分場の中の浸透水の影響

が出ていたんではないかというところでも、この説明をさせていただいてると。

住民：期限を決めましょうよ。いつまでの間に直らんかったら、くみ上げてしましようと。そう言ってください。まだちょっとは、ちょっとぐらいやったら待ちますけども、いつまででもそんなん言われておられたら、私ら安心できないじゃないすか。なんぼ処分場きれいになりましたよ言われたかて、外にそんな汚れたもんが残ったままやったら安心できない。安全安心なんですよ。やっぱりそれ証明してください。今すぐせえとは言わへんけど、もうちょっと様子見んにやったら、いつまで見るんか期限を切っていただいて、それでも直らんっていうんやったら、やっぱりくみ上げて処分して、下がってる時は、そら県がおっしゃってたとおりにやっとなあ、てなんのかもしれないけど、このままやとみんなは安心できないですよ。

副主幹：やはり今モニタリングをさせていただいてる目的というのが、遮水壁がきちっと効いてるかどうかというところを確認するところですので、ご心配しておられるというところは分かるところではあるんですけども、今のところ注視していきたいというふうに考えてございます。

司会：今んところ、きちっとモニタリングして、まず、見てるところをまずご理解いただければというふうに思います。

司会：よろしいですか。質問が。ニューハイツさん。

住民：確かにね、10年たっても電気伝導度下がらないというのは、これ異常だよ。〇〇さんがおっしゃるのも分からんではない。この問題については、やっぱり栗東市さんと県で一回話し合って、あらゆる可能性を考えた上で可能性をつぶしていくっていうような対策が必要なんじゃないかなと思います。

〇〇さんがおっしゃるように、処分場外に廃棄物がある可能性、あるいは、処分場内から漏れてる可能性、あるいは、そこから水みちが閉ざされて流れていかない可能性、さまざまな可能性があると思うんだよね。それは、じゃ、しっかり考えて納得いく形で対策取らないと、10年近くこのままってのは、これはやっぱり今後も様子を見ていきますっていう言い訳は通用しない段階に来てるのじゃないかと思うんだけど、どうですか。

司会：今おっしゃられたように、モニタリングして継続して見ていくというのは、今おっしゃられたことも含めて見ていくということでございますので、そのモニタリングの結果、この数値がさらに上がっていくとか、悪化するということになれば、今の経過観察でいくというのが私どもの判断でございますけれども、その結果を見ながら検討を続けるのは当然のことでございますので、そういった形で考えております。

住民：それは納得できない。あなたたちは2、3年で代わるかもしれないけども、私たちはずっとここに住み続けてるんですよ。あなたたちは2、3年で終わると思っているかもしれないけども、われわれはずっと住み続ける立場で考えれば、しっかりした今できる最善のことを考えてもらいたい。

もう10年近くデータが変わってないんですよ。地下水150っていうのは電気伝導度としては異常でしょう。これまでもずっと言ってるんだったら、〇〇さんが言ってるようにいつまでって期限を切ってください。もしそれが超えたんだったら、対策しますと、そういうものを言わなければ行政としては責任が取れないでしょう。

管理監：すいません。おっしゃってることはごもっともだと思うんですが、一旦持ち帰らせていただいて検討させていただきたいと思います。

住民：次回の返答期待します。

司会：ありがとうございます。その他。はい、どうぞ。

住民：私が電気伝導度と言うたのは、そこだけじゃなくて、他全体のこともあって、それも言うたつもりなんで、それだけちょっと書いてもらいますか。

司会：分かりました。そうしましたら、その他、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。そうしましたら、議事2については以上で終わらせていただきます。

続きまして、議事3、維持管理の状況につきまして説明をさせていただきます。

主査：維持管理の状況について説明させていただきます。外村が説明させていただきます。パソコンを触る関係で座らせていただきます。

それでは、維持管理の状況について説明させていただきます。まず初めに、1ページ目になります。これは7月19日にドローンで撮影しました、西市道側から見た全体の写真になります。

続いて、2ページ目です。これがバイパス側から見た敷地の様子になります。ご覧いただいて分かりますように、大きな崩れ等なく、施設としては良好な状態であると見ていただけたと思います。この写真を撮影した後も、8月の末に迷走しました台風10号でかなり気をもみましたが、以降も影響受けて、良好な状態を保っております。

続きまして、2ページの下になります。この写真は8月16日、お盆に現地を点検した時の写真になります。これはバイパス側の写真になります。

引き続きまして、3枚目、西市道側の写真の状況になります。

3ページ目の下側が、洪水調整池付近の写真です。

引き続きまして、4ページ目です。4ページ目は、4ページ上部ですけど、こちら上面の状況です。今回、この草刈りを一部実施しております。草刈りについては年間

2回を実施しておりますが、今回1回目の草刈りですので、パイプ周りだけの草刈りをさせていただいております。秋にもう一度、全面を除草する予定でございます。

主査：すいません。では、資料3の水処理施設の管理状況につきまして、担当代わりまして、大屋から説明させていただきます。

まず、4月10日ごろにPACの注入ポンプというものが故障しましたので、その修繕を行わせていただいております。結果的にはダイヤフラムというポンプの中のシステムですけれども、そこに使われてる部品が劣化しておったということもございまして、また、このスプリングにつきましても、油のほうが固着しておりましたので、そういうのも分解して、どこが悪いんだということを確認して部品交換行って、修繕行ったというところでございます。現状、当然ですが、きちんと復旧しまして、ちゃんとPACのほうも注入されて凝集沈殿行っておるというところでございます。

この水処理施設の水质等の状況でございますけれども、4月から6月の処理水量のほうは日平均で53m<sup>3</sup>ほどという状況でございました。

次のページに細かい数字はございますが、原水、処理水とも計画処理水质の超過がなかったというところでございます。主要項目としまして、SS、CODのグラフを参考として書かせていただいております。この上の三角のところは原水で、下のブルーの丸が処理水でございますが、原水の段階から現在は、SSとCODともそうですが、計画処理水质を十分下回っておるという状況が継続しているところです。

前回の協議会の際に説明を差し上げてましたが、このように問題ない状態が継続しておるということを確認できましたので、この7月から砂ろ過処理のバイパスを実施しております。現在、水処理施設の機能としては凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着の3工程がございますが、その最初の凝集沈殿のみで放流しておるという状況に変更しております。こちら、細かい数字につきましては説明は割愛させていただきますが、またご参考にご覧いただければと思います。

資料3につきましては、以上となります。

司会：それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

住民：質問なんですけど、1,4-ジオキサンっていうのは、これは微生物で変化していくというものではないんですかね。私、知識がこれに対してないものですから、これはずっと同じ形態でずっと続くもんなんですか。例えば、ジクロロエチレンとかトリクロロエチレンとか、こういうもんはだんだん変化してきますよね、微生物で。1,4-ジオキサンってな変わらないもんなんですか。これだけはおなじように数字が。

主査：資料2の話になりますか。一般的にということですか。

住民：4ページ。



主査：トリクロロエチレンとかは、ご存じのとおり、微生物とかで分解して、最終クロロエチレンとかにもなっていくますけども、一応ジオキサンはそういった分解経路につきましては、特段はないかなというふうに思います。

住民：ということは、そのまま行ってるよ。

主査：はい。

住民：これは、いつまでたってもなくなる。なくなるって言うのか。

主査：地下水に広がっていく中では、当然薄くなるということがあるので、濃度は下がっていくとは思いますが、その絶対量としてどうかというところは、今ぱっとそういった知見とか、すいません、持ち合わせてはないですけれども、恐らくはそんな変わらないんじゃないかなとは思っています。

司会：よろしいですか。そうしましたら、その他、ご質問等ございましたら、お願いいたします。それでは、議事3につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、議事の4、5でございますけれども、アーカイブに関するということでございますので、一括して説明のほうをさせていただきたいと思っております。

主任主事：それでは、資料4、RD事案に係るアーカイブについてというところを説明させていただきます。私、最終処分場特別対策室の千代と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日はアーカイブの総括編と廃棄物編の原稿案についてご説明をさせていただくところではございますけれども、原稿案の説明に入らせていただく前に、まずはアーカイブの大まかな全体像と、これまでのこの協議会でご説明させていただいた経過等々について簡単に振り返りをさせていただいて、その後に原稿案についてご説明させていただくという形で進めていきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず1「アーカイブとは」というところご説明をさせていただきます。こちらはRD事案の経緯や事実関係を整理して後世に伝えるとともに、本事案から得た教訓を今後の廃棄物行政に生かしていくため、旧RD最終処分場問題連絡協議会を作成主体として作成するというような考え方で進めておるところでございます。

大きな構成の概念図につきましては、この資料に掲載させていただいているとおりでございます。総括編と対策編、この2つに大別されるところでございます。

総括編につきましては、事案の経緯および得られた教訓等について記述するというものでございます。

続きまして、対策編につきましては、この中でさらに2つ、廃棄物編と工事編に

分かれておりまして、廃棄物編につきましては、特定支障除去等事業で搬出し、処理した廃棄物等について記述するというものでございます。

一方で工事編につきましては、県が実施した対策工事の内容について記述するというようなものでございます。

続きまして、「これまでの実績と今後のスケジュール」というところでございます。これまでの連絡協議会での実績といたしましては、まず令和2年度に、連絡協議会でアーカイブを作成することについてご説明をいたしました。続いて令和3年度では、アーカイブの作成方針についてご説明をさせていただいたところでございます。令和4年度につきましては、アーカイブの構成案についてご説明をさせていただきまして、昨年、令和5年度につきましては、アーカイブの中での住民インタビューと職員ヒアリングについてご説明をさせていただいたところです。また資料のほうでは掲載してはいないんですけども、アーカイブの工事編の原稿案についても、5年度に併せてご説明をさせていただいたところでございます。

主任主事：続きまして、今後のスケジュールというところでございますが、令和6年度、7年度の中で原稿案の作成、および、この連絡協議会を中心とした協議をさせていただくということと、また過去の最終処分場特別対策室の職員を対象としたヒアリングを実施していくということを予定しております。最終的な原稿の完成とアーカイブの公開の時期といたしましては、令和7年度末を予定しているようなところでございます。

続きまして、「他自治体におけるアーカイブ作成の事例」というところでございます。アーカイブを作成するということにつきましては、このRD事案が全国初というわけではございませんで、他の自治体における産業廃棄物の不適正処理事案の中でも、このアーカイブというものを作成されている前例がございます。本日は他の自治体で作成されたアーカイブの原稿をこちらにお持ちしておりますので、もしご興味がある方いらっしゃいましたら、私にお声がけいただきましたらお見せさせていただきます。

いくつか作成の事例というところで挙げさせていただいておりますが、1点目が四日市市の大矢知・平津事案でございます。こちらは安定型最終処分場における不適正処理事案について記述されたものでございまして、平成28年3月に三重県さんのほうで作成されたものでございます。

続きまして、青森・岩手県境不法投棄事案に係るアーカイブでございます。こちらの事案は簡単に申し上げますと、青森県・岩手県の県境をまたがった形で不法投棄がなされたというものでございまして、こちらについては、青森県・岩手県それぞれでアーカイブを作成されているというようなところでございます。この2自治体につきましては、いずれもそれぞれの県のホームページでアーカイブを作成し、それを公開しているというようなものでございます。

続きまして、3点目といたしましては、岐阜市の椿洞事案というものでございます。こちらは岐阜市椿洞で発生した不法投棄事案に係るアーカイブでございます。平成26年3月に岐阜市さんのほうで作成されたものでございます。

4点目の松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案でございます。こちらは管理型最終処分場における不適正処理事案について記述をしたものでございまして、令和4年の3月に松山市さんのほうで作成をされたものでございます。

今回挙げさせていただく他自治体でのアーカイブ作成の事例として一番新しいもので申し上げますと、香川県の豊島事案でございます。こちらにつきましては、香川県の豊島で発生した産業廃棄物の不法投棄事案についてのアーカイブでございまして、令和5年3月に香川県さんのほうで作成されたというようなものでございます。アーカイブ作成の事例につきましては、以上でございます。

それでは、続きましてアーカイブ対策編の素案をご説明させていただきます。

副主幹：続きまして、アーカイブ廃棄物編についての素案について資料5を基に説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

では、ページ、1ページ目から2ページ目の目次のところをご覧くださいませでしょうか。まず、目次のところでの大まかな説明になってくるんですけども、第1章では、アーカイブで記録する廃棄物の対象についてまとめさせていただいております。

そして、第2章のところでは、特定支障除去等事業の工法を決定するために、主に平成22年度から23年度までに実施した有害物調査の考え方、有害物等の定義および有害物調査の結果についてまとめさせていただいております。

第3章では、有害物調査の結果を踏まえた支障除去等事業の方針および工法についてまとめさせていただいております。

そして、第4章では、既往の掘削調査または支障除去等事業で発見し、支障除去等事業で搬出し処理をした廃棄物についてまとめさせていただいております。

最後に、巻末の資料とさせていただきますと、旧RD社または県が実施した主な廃棄物土の調査一覧をまとめさせていただいております。

では、ページ、3ページ目から6ページ目までの第1章は、記録する廃棄物についてまとめさせていただいております。

このアーカイブでは、発見した廃棄物の種類および場所をできるだけ定量的に記録するために、支障除去等事業で搬出し処理した廃棄物を記録の対象とさせていただいております。

なお、支障除去等事業で搬出し処理した廃棄物のうち、既往調査で発見したものについては、ページ、3ページ目の(1)からページ、4ページ目の(3)で記載をさせていただいているとおり、主にドラム缶や一斗缶および医療系廃棄物というところでございました。

そして、支障除去等事業により発見した廃棄物については、「選別せずに搬出し処理した廃棄物」と「選別した後に搬出し処理した廃棄物」がございますので、選別の有無が生じた理由等、対象となる廃棄物について簡単にまとめさせていただいております。

続いて、7ページ目から32ページ目までの第2章につきましては、有害物調査検討委員会の資料を基に有害物調査の考え方、有害物等の定義およびその結果について

まとめさせていただいております。

詳細については、時間の都合上、割愛させていただくんですけれども、有害物調査については、8ページ目をご覧をいただきたいと思うんですけれども、こちらのフローのとおり、調査区画の設定および既存調査結果の整理、30m格子のボーリング地点を決定するための初期調査、廃棄物土の性状および分布の状況ならびに活性状況を把握するための一次調査、そして、一次調査で確認された土壤環境基準調査区画の広がりを確認するための二次調査の段階に分けて実施をさせていただきました。また証言等に基づくドラム缶等を把握するために試掘調査、高密度電気探査およびEM探査（電磁探査）のほうを実施させていただきました。

次に、33ページから35ページ目までの第3章のところにつきましては、支障等事業を実施するに当たって整理した対策基本方針および対策工について概要をまとめさせていただいております。

なお、支障除去等事業の対策工事の詳細につきましては、昨年度説明させていただいた「アーカイブ（工事編）」に記載をさせていただいておりますので、廃棄物編では、この詳細な記載を割愛させていただいております。

次に、36ページ目から55ページ目までの第4章につきましては、支障除去等事業で搬出し処理をした廃棄物についてまとめさせていただいております。時間の都合上、全ては説明できないので、まとめ方を中心に説明をさせていただきたいと思えます。

支障除去等事業で搬出し処理した廃棄物については、36ページ目からの1の「選別せずに搬出し処理した廃棄物」と、あと、53ページ目からの2の「選別した後に搬出し処理した廃棄物」に分けさせていただきまして、さらに36ページ目からの「選別せずに搬出し処理した廃棄物」については、選別しなかった理由としましては、「有害物等」のように選別せずに搬出処理すると決めていたものと、あと、「遮水工等に伴う掘削中に発見し選別に適さない廃棄物」として工事中に判断させていただいたものと2つございますので、36ページ目からの「有害物等」および46ページ目からの「掘削中に発見し選別に適さない廃棄物」に分けてまとめさせていただいております。

まずは、36ページ目からの「選別せずに搬出し処理した廃棄物」について説明をさせていただきたいと思えます。

まず、36ページ目からの「有害物等」のうち、36ページ目からの「特別管理産業廃棄物相当物」および37ページ目からの「土壤環境基準超過物」については、区画の掘削でございましたので、この場所を36ページおよび37ページのように区画の範囲で示させていただいております。

そして、37ページ目からのウの「ドラム缶」につきましては、発見した場所と量を、40ページ目をご覧いただきたいと思うんですけれども、こちらの下段の図にまとめさせていただいております。1本の場合は小さい丸で、まとまっていた場合は大きい丸で示させていただいております。なお、支障除去等事業で発見したドラム缶につきましては、中身の有無も記録をさせていただいておりますので、空のドラム缶であった場合は白抜きの丸で示させていただいております。そして、エ、

一斗缶についてもドラム缶と同様に取りまとめさせていただいております、42ページ目をご覧ください。この下段の図に示させていただいております。

そして、46ページ目からの「掘削中に発見し選別に適さない廃棄物」につきましては、アの「廃安定器」からケの「廃ガスボンベ」まで、各廃棄物の場所と量を図に取りまとめまして、こちらも1つの場合は小さい図形で、まとまっていた場合は大きい図形で示させていただいております。なお、これらの選別に適さない廃棄物のうち、47ページ目からのウの「廃鉛蓄電池」および51ページ目からのクの「廃消火器」については、掘削時点というよりも、掘削をして選別工程の粗選別で発見されているという状況が多くございましたので、施工監理の日報からも埋まっていた場所というのが厳密に言えば特定するのが難しいということがございましたので、区画または工区のレベルでまとめさせていただいております。

次に、53ページ目からの「選別した後に搬出し処理した廃棄物」について説明をさせていただきます。

あと、支障除去等事業の選別工程につきましては、第1章の6ページのとおりでございます。まずは重機等で粗選別させていただいた後に、機械等で一次から四次まで選別をさせていただきます。この選別により廃棄物土は、コンガラ等、可燃物、不燃物、そして、金属類および選別土のほうに分けられることになります。可燃物は主に廃プラスチックや木くず、そして、紙くず、繊維くずの混合物でございます。不燃物は主にガラス陶磁器くず、そして、金属類の混合物でございます。可燃物および不燃物については、混合物のまま搬出し処理したというところでございますので、できるだけ廃棄物の種類ごとの数量を算出してというところで、平成19年度の最終処分場調査設計業務の廃棄物土の組成の割合を活用させていただきまして、可能な限り廃棄物の種類ごとの数量を算出し、ちょうど55ページ目の表でまとめさせていただいたところでございます。また各廃棄物の種類の具体例についても、できているところまでなんですけれども、55ページ目の表にまとめさせていただいております。今後も施工監理の日報を引き続き確認をさせていただいて、原案としていきたいというふうに考えております。

そして、最後に56ページから61ページ目の巻末資料といたしましては、旧RD社または県が実施しました廃棄物土の調査一覧についてまとめさせていただいております。説明については、時間の都合上、割愛させていただきますが、資料5の説明については以上でございます。

主任主事：それでは、続きまして、資料6、「アーカイブ（総括編）」についてご説明をさせていただきます。本日は「アーカイブ（総括編）」についてご説明させていただくにあたりまして、具体的な事実に対する記述内容をご覧ください、ご意見、ご質問をいただくというよりも、どちらかというと、「アーカイブ（総括編）」の構成であるとか、まとめ方の方針、そういったものについて問題がないかというような観点でご確認をいただければというところで考えております。

主任主事：もちろん個別の記述内容に対する推敲というのは、これからも必要でございますけれども、ただ、その前に全体的なまとめ方の方向について住民の皆さまとご意見を擦り合わせをしていくというようなところで考えておるような状況でございます。現時点で、この「アーカイブ（総括編）」の原稿案というのは、たたき台程度完成状況というところで考えておまして、今後も必要なところの追記修正をしていくというようなところで考えてございます。

そういったところもございまして、今後の連絡協議会でもご指摘、ご意見ございます場合は、引き続き議論をしていくというようなところで考えておりますので、今日で全てを固めるというようなイメージではないというところを先に申し上げさせていただきます。

それでは、1ページめくっていただきまして、目次部分をご覧くださいませでしょうか。目次のほうで、「アーカイブ（総括編）」の大まかな構成についてご説明をさせていただきます。

「アーカイブ（総括編）」は第1部の「事実関係の整理」というようなところで、過去の事実の経過の推移というようなところについてご説明を、記述をしていくというようなところでございまして、続いて第2部の「振り返り」というところで、ここでは主に行政対応検証委員会および行政対応追加検証委員会での検証であるとか、あるいは問題の振り返りであるとか、それを踏まえた現在の県の取組というようなところについて記述をしているような状況でございます。

それでは、早速ですけれども、中身のほうに移らせていただきます。まず6ページをご覧くださいませでしょうか。6ページからが第1章、「RD問題の発生」という章でございます。

RD問題をアーカイブの中で記述するに当たって、どの時点を起点とするかというような論点がございませけれども、こちらについては過去に住民の方からいただいたご意見を踏まえまして、この地域の由来であるとか歴史を含めて記述するというようなところを基本としております。

6ページのほうでは、「地域社会の歴史と当時の状況」というところでこの地域の由来について記述をしておまして、続きまして、7ページのほうでは、「旧栗東町一般廃棄物処分場の設置」というような記述がございませ。こちらにつきましても、この地域の由来というようなところを含めまして、元々旧処分場が設置される前に、旧の栗東町の一般廃棄物の処分場があったというようなことにつきましても記述をしているところでございませ。

続きまして、8ページでございませけれども、ここで下段のほうに「コラム」というようなものがございませ。このアーカイブの中でのコラムというものの位置付けでございませけれども、総括編の中では、事案の経過の本筋というところではないけれども、関連する話題であるとか、あるいは一般書籍等から引用したというような箇所がございませるので、そういったものについては、このコラムというような形でまとめさせていただいたというところでございませ。以降のページでも、こういった形でコラムがございませるので、適宜ご紹介させていただければというところで考えております。

続きまして、9ページですけれども、こちらと同じくコラムというところで、当時の社会背景というところで、「高度経済成長と産業廃棄物」というようなところを記述しております。

続いて、11ページからでございますけれども、11ページからは旧処分場および旧RD社が保有していた中間処理施設について記述しております。この中では、いくつか写真も過去の図書から探してきたもの掲載しているような状況でございます。

少し駆け足なりますけれども、全体像を説明するということで、かいつまんだ説明にはなるのですが、続いて第2章に移らせていただきます。第2章が21ページでございます。

それでは、第2章の説明をさせていただきます。第2章が「不適正処分および県の対応の経過」というような章でございます。まず、こちらの章の説明をさせていただきますが、こちらの第2章の記述の時期といたしましては、処分場の設置から旧RD社の破産手続き開始までというような時期でございます。この時期につきましては、旧RD最終処分場問題行政対応検証委員会から県に報告された報告書の中で、事実の経過とそれに対する委員会からの評価について記述がございますので、それを基に第2章記述をした、というようなところでございます。

事実の概要の部分につきましては、アーカイブを作成する段階で加筆修正を行って、基本的には加筆の方向で情報を付け加えるというようなことしておりますが、行政対応検証委員会からの評価につきましては、あくまで検証委員会からの評価をどう受けたかというようなものを正確に記述するというような思想で、報告書の原文をそのまま引用するというようなところで記述しております。こちらの委員会の詳細につきましては、また第2部の6章のほうで記述をしております。

それでは、中身について入っていきたくと思います。21ページのほうで「処分場の設置届出から硫化水素ガス発生時期まで」というようなところで、処分場の設置許可の時期から記述を始めております。

続きまして、23ページのほうで、「許可区域外での掘削・埋立て」というところを平成3年、4年の時期について記述をしておるような状況でございます。

続きまして、25ページでは、「旧RD社から発生したばい煙・ばいじん」という箇所でございます。こちらが平成6年から7年ごろにかけての時期について記述をしております。この中では、RD社から発生したばい煙・ばいじんについての苦情について記述したというようなところでございます。

続けては、26ページのコラムのところ、「ばい煙・ばいじんによる近隣住民への被害」というような記述を設けておまして、この中では、考える会が作成された証言集の中でのばい煙等に係る記述を引用させていただくというような形で、当時のばい煙による被害がどういったものであったかというようなところを記述しておる状況でございます。

また少しページが飛びまして、30ページからでございます。30ページから「硫化水素ガス発生から4項目の改善命令前まで」というタイトルで、平成11年の10月から平成13年12月ごろまでの時期について記述をしております。30ページのほうでは、RD社のガス化溶融炉の導入について記述をしております。それに伴う公害調停に

ついて記述をしております。

公害調停の経過につきましては、31ページのほうに少し大きめのコラムを設けておりまして、こちらがRDに関する書籍のほうから引用させていただいたような記述でございます。

それでは、続きまして、33ページでございますけれども、「硫化水素ガス発生後の対策」というところでございます。こちらでは、平成11年の硫化水素ガス発生時の経過であるとか、硫化水素調査委員会の報告内容等を33ページ、34ページ以降で記述をさせていただいておるようなところでございます。

また少しページが飛びますが、44ページでございます。ここからが、「4項目の改善命令から旧RD社の破産まで」という時期でございます。平成13年12月から平成18年6月ごろまでの記述でございます。

まず44ページでございますけれども、平成13年の旧RD社への改善命令について、ここでは記述をしております。

1ページめくっていただきまして、45ページのほうでは、RD社に実施させた改善命令に基づく工事につきまして記述をしております。アーカイブの中での工事というものの位置付けでございますけれども、県が実施した緊急対策工事と一次対策工事と二次対策工事につきましては、工事編のほうで記述がございまして、一方、RD社に実施させた工事というのは、県が実施した対策工事とは区別するというような発想で記述を分けておりまして、そうなるとう工事編のほうにRD社に実施させた工事は載ってこないということとなっております。そういった背景もございまして、この45ページからは工事編のほうに載りきらなかった、RD社に実施させた工事というものを、簡単ではございますけれども記述をしているというようなところでございます。

48ページ辺りからは、当時の図面や資料をいくつか掲載をさせていただいております。

続きまして、52ページでございますけれども、52ページから平成18年にRD社に発出した措置命令について記述をしておるようなところでございます。

続きまして、53ページのほうで、こちらでもコラムという形でドラム缶に関する証言を載せさせていただきまして、53ページ下段のほうでは、措置命令の内容を実際の行政処分の通知の中身に沿った形で記述をさせていただいております。

54ページのほうで、この措置命令が履行されないまま旧RD社が破産手続きに入ったというようなところで、第2章の記述を終えております。

続きまして、55ページでございます。こちらから第3章というところでして、時期といたしましては、旧RD社の破産手続きが開始してから一次対策工事を実施合意するまでというような時期でございます。

55ページからは旧RD最終処分場問題対策委員会について記述をしております。以降のページのほうでは、この委員会から出た答申の概要について記述をさせていただきまして、続いて58ページのほうでは、県から住民について説明した経過について記述をしているような状況でございます。この県から住民の皆さまに説明させていただいた対策案というところ、皆さま当然ご存じかとは思いますが、反対



の意見が多かったというような背景もございまして、それにつきましては、61ページのほうでその当時のご意見というものを記述させていただいております。ここに記述したご意見につきましては、現在県のホームページに載せておりますので、そこから引用する形で記述したというようなものでございます。

では、少しページが飛びまして、続いて67ページでございます。67ページからが「緊急対策工事の実施と恒久対策に向けた話し合い」という箇所に入ってまいりまして、ここでは主に緊急対策工事の実施に係る話し合いについて記述をしております。これ以降の工事につきましては、具体的な内容は工事編のほうで記述をしておりますので、この「アーカイブ（総括編）」のほうでは、主に実施が決定するまでの過程というところに重きを置いて記述をしております。

続きまして、69ページのほうでは、「旧RD最終処分場有害物調査検討委員会」というような箇所に入ってまいります。こちらの中では、平成22年から平成24年に開催しました有機物調査検討委員会について記述をしております。続く70ページのほうでは、ここで一次対策工事の合意に至るまでの経過について記述して、以降、実施するまでの時期について記述したところで第3章が終了したというようなところでございます。

主任主事：続きまして、73ページからが第4章でございます。ここからが、二次対策工事の実施合意以降の時期というようなところでございます。

第4章の73ページから二次対策工事の合意に至るまでの時期について記述をしております。続きまして、74ページ、75ページのほうで工事の概要および対策工事で要した費用等、工事の概要の部分について簡単に記述をしております。こちらにつきましても、工事の中身については工事編のほうで記述をしているというようなものでございます。

75ページからが、下段のほうから「旧RD最終処分場問題連絡協議会の設置」というようなものに入ってまいりまして、今現在もこうして開催させていただいている連絡協議会設置の経過について記述をさせていただきましたほか、76ページのほうで協議会での話し合いというところで、主な議題について説明をさせていただいております。

76ページ下段の3、「住民と知事の意見交換会」というところでございますけど、こちらは令和2年に開催させていただいた、知事との意見交換会について簡単に記述をしております。

続く77ページのほうでは、「処分場敷地の県有地化」とあるとか、78ページのほうでは、「生活環境保全上の目標の達成」といった、それ以外の話題について触れておりますほか、79ページのほうでは、今現在、協議会でも説明させていただいております。対策工の有効性の確認についてもざっくりと記述をしておるような状況でございます。

続きまして、81ページでございます。こちらが第5章、「栗東市（町）の対応の経過」というようなところでございます。こちらにつきましては、予定としては旧の栗東町さん、そして、栗東市さんのほうで、このRD問題について対応された経過につ

いて記述をされるというふうな予定でございます。現時点では、こちらについては原稿案作成中というような状況でございますので、また完成でき次第、随時ここにはめ込む形で、また次回以降の協議会の場で皆さまにご説明させていただくというようなところで予定をしております。

続きまして、82ページからが「第2部 振り返り」というところでございます。82ページからの第6章のほうでは、行政対応検証委員会での検証結果について記述をしております。こちらの中での個別の事実に対する検証委員会からの評価というのは、第2章のほうで記述をさせていただきましたので、この第6章のほうでは、主にはRD事案に対する委員会からの総合的な評価を抜粋して記述したというようなものでございます。

続いて、86ページの2、「再発防止および」から始まる箇所でございますが、こちらからは行政対応追加検証委員会での検証について記述をした箇所でございます。この追加検証委員会のほうでは、旧RD社の責任追及、具体的に申しますと、その代執行費用の徴収であるとか、あるいは、その再発防止についての意見というものがございましたので、それについて記述をしております。

こちら以降のページでは、責任追及の結果であるとか、あるいは、検証委員会以降の県の廃棄物に関する取組の強化というようなところを主に記述をしておるような状況でございます。

続きまして、96ページからが「第7章 RD問題を振り返って」というような章でございます。こちらでは、アーカイブを作成する現時点における事案の振り返りというような観点で記述をしております。

1番の「県と周辺住民の関係性」というところでは、主にここでは、これまでのRD事案に関しての県と周辺住民の関係性に着目して記述をしておりますが、2の「社会の動き」というところでは、RD事案と同時期に発生した他の大規模不適正処理事案の動向であるとか、硫化水素の発生原因となりました、「石膏ボードの埋立規制」につきましても記述をしておるようなところでございます。

1ページめくっていただきまして、97ページでは、「地域社会の取組」というような箇所を設けておまして、こちらの中では、主にRD問題に関して周辺自治会であるとか住民団体、あるいは、個人の方の活動について簡単に紹介をさせていただいているというようなものでございます。

第7章でございますけれども、昨年度の連絡協議会の中では、この章の中で「住民の皆さまにRD事案に関する思いというもの伺うという目的でのインタビューをしてはどうか」という形でご提案をさせていただいたところでございますけれども、その時の協議会の中で、「単にインタビューをしてRD問題を終わらせるというようなことにならないか」というようなご指摘を頂戴したところでございます。

そういったご指摘、ご意見を踏まえまして、昨年度ご説明したような各自治会から代表者を立てた住民インタビューというようなものまでは行わないというようなところで考えております。事案の経過につきましてご意見がある場合は、総括編の記述内容そのものに対して、皆さまからご意見を頂戴していくというような形でご意見を反映していくというところを考えておるところでございます。

続きまして、98ページでは「行政の改善」というような箇所に入ってまいります。こちらの中では、今現在の産業廃棄物の不適正処理への取組というようなものを中心に記述をしております。

100ページのほうで、「今後の取組」というところで、県のほうで今後取り組んでいく安全安心の確保に向けた取組というところで、モニタリングのことであるとか、あるいは、2のほうで、跡地利用のことについても簡単に記述をしております。

101ページからが「おわりに」というような項目でございますが、こちらは、ざっくり言いますと、関係者の方からメッセージをいただくというようなページを設けてはどうかと考えております。ここでは、主に現在の自治会長から今後に向けてのメッセージをいただくことを考えております。まだここについては予定といえますか、県の中での方針というイメージでございますので、また原稿案が固まり次第、自治会長にお話をさせていただくというようなところで考えております。

司会：一応説明。

住民：終わったか。まだか。

司会：まだですね。

主任主事：もう少しございます。あと少しですけれど、105ページからは巻末資料というところで、RD事案の年表であるとか、あるいは、関連資料として地元との協定書というようなものを参考に載せさせていただいております。

最後に今後の予定というところでございますけれども、総括編の方向性であるとか記述につきまして、この協議会の場でご意見をいただきまして、随時修正した上で、また今後の協議会でご説明させていただくというようなイメージでございます。

併せて、昨年度の協議会のほうでご説明させていただきました職員ヒアリングにつきましても、今回、総括編のまとめ方の方向性がある程度固まったということになりましたら、また今後実施していくというようなところで考えております。そういった意味では、今回は方向性について主にはご意見を頂戴できればうれしいなと思います。

すいません。長くなりましたが、説明は以上でございます。

司会：それでは、非常にボリュームもございますので、継続してご意見を伺っていくということでございますけれども、今この時点でご意見等ありましたらよろしく願います。ニューハイツさん。

住民：はい。重大な誤解を今発見しました。A-2案っていうのは私と梶山先生と池田先生が共同で提出したんですけども、こういう案じゃありませんでした。われわれが主張したのは、全体掘削、有害物除去案なんですよ。全量撤去案ではないんです。ところが、県は全量撤去案だというふうに言い張ったんです。そして、そんなことは

過大な要求じゃないかというふうにし論形成を図ったんですね。これは間違いです。

もう一回われわれが提出した案を見てください。われわれが主張したのは、全体を掘削しろと。そして、有害な物はのけてくれと、そうじゃないもの埋め戻していいですよと言ってるわけで、廃棄物を全部持ってけといたらA-1案とおんなじじゃないですか。ところが嘉田さんは、それはA-1案と同じようなことだと言って、金がかかるって、過大な要求だと言って批判したんですよ。これは県の情報操作なんですよ。そこはしっかり確認してください。

主任主事：ありがとうございます。今、ご指摘いただきましたのが、箇所ですと、第3章でございますけれど、ここの時期について再度こちらでも当時の記録を確認させていただきますし、また場合によっては個別のご確認させていただきたいことがございましたら、申し訳ございませんけれども、県のほうから直接お話しちょっと伺うというような場合もございますので、そこについては、またお手間おかけしますが、ご協力いただければ幸いです。またよろしく願いいたします。

司会：皆さんのほうがお詳しいというところもございますと思いますので、そういった時には、またこちらのほうからお伺いするというのもあろうかと思っておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、その他。はい。じゃ、続きまして。

住民：栗東市さんの部分がないことに対して質問させてください。何でまた、これだけ県はしっかりしたもんを作ってきたのに、これだけ十分な時間があるのに、栗東市が扱う分野ってのは、そんなに広くないわけで、できるはずでしょう。それがなぜできなかったのかってことが第1点です。

第2点で、私は栗東市さんにアーカイブで書いてもらいたいことは、基礎自治体と広域自治体との関係なんですね。広域自治体が硫化水素調査委員会をつくって、それに対して環境調査委員会を栗東市がつくって対抗した。これは立派だったんですよ。

ところが、私とその環境調査委員会委員長をやった時はまだ頑張ってたんですけども、私が辞めちゃったら尻すぼみになっちゃって、あれ、どうなっちゃったんだ、途中でなくなっちゃったんですよ。何でそうなったんですかということと、それから、結局県の原位置浄化案を認める時に、新幹線問題がありましたよね。今、議員さんもしゃるけれども、そういう政治的な関係の中で苦渋の決断を議会はしたわけですよ。その問題について、どう考えるのか。広域自治体、基礎自治体の在り方と住民に対する対応の仕方ですね。その問題について、しっかり総括をして書いてもらいたいんだ。ぜひお願いしますが、いかがですか。

課長（栗東市）：今回、栗東市の案についてお示しできなかったことについては、心よりおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

あと、今おっしゃっていただきました内容につきましては、きちっと調査をした上で、栗東市として今考えている内容が、市が実施した調査およびその調査結果を踏まえて必要な措置等検討していただく機関として設置をいたしました、当時、株式会社RDエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会、こちらについては、先ほどおっしゃっていただきましたように早川先生委員長を筆頭に本日ご参加いただいております参加者の方にも当時委員を務めていただいて、いろいろ検討していただいた上で案等提出していただいたと。次に、市議会での特別委員会での内容でありますとか、最終的に4点目として滋賀県知事への要望書というものの項目を今のところは考えておりましたけれども、先ほどおっしゃっていただいた内容もこの中に含めまして、新たに項目を増やした上で順次整理して、次回の協議会から提出するというか、させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会：それでは、引き続きまして。

住民：細かいこと、36ページのところですが、公害調停の話ですね。ここでは「住民側」という表記になってるんです。住民側ってのもよく分からない話ですね。実は私たちはこの公害調停に関わっておりません。これは多分市民運動団体がやったことで、住民側を十把ひとからげに考えて、どういうふうにも書いてもいいだろうみたいな傲慢な態度はやめていただきたい。しっかり住民のどういう層がどういう動きをしたのか、正確に書いていただきたいと思います。

主任主事：今ご意見いただきました箇所、もう少し記述の内容充実させる、あるいは、もう少し詳細に記述するという方向性で今後また修正を重ねてまいります

司会：赤坂さん。

住民：住民代表、何だ、これ。101ページか。住民代表で会長さんからメッセージをいただくということになってますね。

主任主事：はい。

住民：会長さんで、この問題に関してどれだけ把握しておられるか。ほとんどご存じない方が多いです。これ聞いて何の意味があるのかな。

主任主事：こちらで書いておりますのは、自治会の会長個人のご意見というより、あくまで自治会代表としてのご意見を頂戴できればなと思っておりますので、あくまでお1人だけに全てを委ねるといふようなところまでは考えておりません。

住民：でも、これで見たら、そう見えます、この書き方やったら。会長て書いたる。

主任主事：分かりました。こちらについては、今いただいたご意見踏まえまして、あるいは、その会長という文言削るとか、そういった形で考えてまいります。

住民：今まで、この活動に携わってきた住民というのは、ほんとに真剣に今まで長い間やってきてるわけですよ。そういう人たちの意見を重要視すべきであって、そして、また、1人とかじゃなくて、当然複数いますよね。

それから、もひとつは高齢の人は、かなり高齢の方がおられる。それじゃ、はっきり言って、言い方悪いけど、はっきり言って、明日をも知れん状態になってるような人もいるでしょう。わあって自分で歩けないような人もいますからね。そやから、そういう人らから、そういうこと考えると、やはり私たちにも誰に聞いたらいんやろうというように相談していただいて、そして、一刻も早くその人らの意見を聞いていただきたいなと思います。そやないと、そういう意見が聞けなくなってしまうことがほんと起こると思います。そういう人らが何人もおられますし。

そして、また、昔は住民活動に携わっていたけど、なんだかんだって理由で参加できなくなった方とか、そういう方もいます。そして、またこの中の自治会に入っておられない方も、そういう中でも一生懸命やってこられた人、いっぱいいますので、やっぱり相談していただいて決めていただきたいなと思います。

それと、もう一つは、関係職員からのヒアリング、その関係職員っていうのは、昔の県の職員ということなんですか、これは。

主任主事：そうですね。

住民：そういうことですか。じゃ、この方でも、はっきり言って、年数が長いから早く聞かないと分からないし、やっぱり聞いていただく質問の内容は、私たち、どんなことを聞きたいんかいうことを事前に、本来は事前に打ち合わせすべきやったと僕は思ってるんですよ。聞いていただきたいことは人それぞれによっても違うし、その年代によっても違いますから、やっぱりもっかい、もっかい、このヒアリングってのは、やり直すと言うたらおかしいけど、聞き直すということも大事なん違うかなと思いました。そやないと、お門違いの話してもらっても、私ら何のメリットもありませんし。やっぱり聞いてほしいことは個々によっても違います、その時の対応というのは。そこら辺もよろしくお願いします。もう一度仕切り直していただきたいです。

主任主事：今ご発言いただいた中に幾つか論点があったかと思うので、順に回答させていただきたいと思います。もし漏れがありましたら、ご指摘いただければと思います。

まず地元の自治会の方にインタビューであるとか、単に自治会長だけでなくというようなどころおっしゃったかと思います。そちらにつきまして、今、第7章の説明の中で説明させていただきましたけれども、昨年度、住民インタビューの方針つ

いてご説明させていただいた時に、単にそれで終わらせるつもりかというようなご意見をいただいたというところがございますので、それも踏まえまして、住民インタビューとしては行わないというようなどは考えております。ただ、実際に記述するに当たって、こちらで確認が必要というようなものがございましたら、それは個別にお聞きさせていただくというようなどはあり得るところを今考えております。

職員のヒアリングに関しまして、ご意見いただきましたけれども、そちらについては、あくまで職員ヒアリングにつきましては、去年の連絡協議会でもご説明させていただきましたけれども、この事実の確認をするというようなどを主眼に置くというような形でご説明させていただきました。主には、この記述させていただいたアーカイブの原稿案に対して事実として、それがあったのか、なかったのかであったりとか、その正誤であるとか、そういったところを中心に聞くというようなどころで今考えております。

住民：私は前の2回前の時に、処分場の廃棄物量のこと問題もしましたよね。そういうことについても、もっと分かってたはずですよ。地山をそのままですらでも計測してると。深掘りがあちこち見つかったのに、おんなじ形で計算してた。そんなもん誰が考えたって分かりますやん。下が違うんやから、当然違うの当たり前やないかと。

前の時は、私もまさかそのまま計測してるとしてなかったもんやから、返す言葉もなくなってしもたけど、どう考えたっておかしいですよ。地山が変わってたら、深掘りがあちこちあるんやから当然違ってくるの当たり前で、そんなもん前の職員から分かってたはずですよ。何でそのままやってたんかと。聞きたいこといっぱいありますよ。だから、そういうことを事前に聞いてもらってから聞いてくんやったら僕らも納得できるけど、何か訳の分からんうちに質問してもらっても、僕からしたら何のメリットが、何の納得になるのかなども。

司会：すいません。続けて、そしたら、ニューハイツさん。

住民：今の件、実は県に前に私も言ったんですよ。結局許可容量を超えてたってことを県はいつの時点で知ったのかと。今のところ、公式的にはRD社が破産して、その後初めて知ったってことになってるけども、そんなはずないだろうというのが住民側の常識的な考え方なんだよ。だから、多分知ってたけれども、つぶれてしまったら後の始末が面倒になるなってことで、見て見ぬふりをしたんじゃないかってのが一般的な住民の考え方なんだわ。だから、これは元県職員に対してしっかり聞き取りをしてもらいたいってことね。

それにもかかわらず、さっき私も言ったことなんだけど、県はうそをついたんですよ。それは、われわれみんな認識なんだよ。情報操作をするんだよ。残った県の記録も、さっきの私のA-2案もそうなんだけど、ごまかしてんだ、少しづらして、ずらして。それ以外にも、びわ湖放送でお金がかかり過ぎるとかいう番組をやった

り、かなりうそを県は、われわれの感覚からすると流してるんですよ。そのうそを流したデータを基にしてアーカイブ作ったら、またうその上塗りなるんだ、上塗り。上塗りなっちゃうんだよ。

だから、しっかりそれは事実とは何かってことをもう一回ちゃんと調べてもらいたい。ぜひお願いします。

住民：もひとつ、すいません。

司会：回答させてもらいますか。

住民：いいですか。

主任主事：先にこちらから回答よろしいですか。その後でもよろしいでしょうかね。

住民：はい、どうぞ。

主任主事：はい。今ご指摘いただいたところは、これから職員にヒアリングする中で、事実確認というのは当然先ほど申し上げたように行ってまいります。どの時点から例えば許可容量超過を県が認識していたのかとか、それがどの時点の調査からなのか、そういったところもまた今後記述をする中で、また記述量も増やしてまいりますし、その中で、こちらで調べた過去の記録の内容について誤りがあるのか、ないのかというところ、職員へのヒアリングの事実確認として実施はしてまいります。

司会：はい、どうぞ。赤坂さん。

住民：11ページの安定型最終処分場というところで、容量が書いてますよね。40万1,188 m<sup>3</sup>。

主任主事：はい。

住民：けど、この後の実質的な数値がここには書けてないですけども、これはこれで終わりなんですか。

主任主事：ごめんなさい。実質的な数値というのがちょっと理解しかねるのですが、どういうことで。

住民：後から出てきた1.8倍の容量。

主任主事：そちらが19ページに「不適正処分の概要」ってところ、記述をしております、具体的な3の(2)、アのほうで「許可容量の超過」というところを。



住民：これはあくまでも、そしたら、その時の処分場としての許可の範囲内が書いてあるだけのことなんですか。これ、ここに。

主任主事：先ほどご指摘いただきました11ページのほうでは、あくまで許可された容量としては40万m<sup>3</sup>というようなことで記述しております。

住民：何ページですか。

主任主事：最初ご指摘いただいた11ページですね。

住民：11ページのこれが許可容量だけが書いてあるんですね。

主任主事：そうですね。あくまで、その施設がどういう許可状況受けていたか、という観点で書いてます。

住民：それで、超えてるやつはどこに書いてあるのか。

主任主事：それが先ほどの19ページです。3の(2)アです。

住民：一番初め、72万m<sup>3</sup>と書いてるところですね。いや、これだけ見ると、処分場の許可という、許可品目。処分場、処分場の許可、許可の。これ許可って書いてるしね。安定型最終処分場。

主任主事：今おっしゃってるのは、11ページの安定型最終処分場の施設規模の欄ですね。

住民：はい。施設規模のどこ、施設規模とこね。

主任主事：施設規模の欄でしょうかね。

住民：それんところに許可がこうであるということを書いてほしいですね、もうちょい分かりやすく。題のどこ。安定型最終処分場と書いてるだけじゃなくて。

主任主事：10ページのほうで、「旧処分場の設置とその後の推移」というような形で記述しております。元々RD社の元代表取締役が個人として設置届をしまして、その後、許可を受けたというところと関連する中間処理施設を設置したという記述の後に、この施設の概要というのを記述しております。

ただ、一方で、ご指摘いただいたように、もう少し分かりやすくというような観点も、もちろんございますので、そこはもう少し工夫させていただいて、次回以降の協議会でも改善案を出ささせていただこうと思います。

住民：そうしてください。

司会：ありがとうございます。その他、ご意見ございますか。日吉が丘さん。

住民：最後に巻末資料のところに、いろいろ経緯とかを表でまとめてもらってるんですけども、例えば住民のほうから要望書とかいっぱい出しておると思うんですけども、あれはどんな格好で出してるかな思て。できりゃ、そういうのを全部載してもらえへんかな。例えば、住民側でもいろんな団体があると思うんで、載せられる範囲のものは全部載せてもうて、ただ、この載せるのが、例えばここに全部載せたら、こんな分厚なってしまうんじゃないっていうんなら、ちゃんとホームページのほうでどこどこ調べたら、すぐ分かる。こういうなん。

住民：多分、場合によっちゃ、あったと思うんですけど。このところにも協定書なんかは、ここにちゃんと載ってるんで、経緯とかは、その辺のはまだ分かるんですけども、いろんなことで、いろんなことお願いして、県のほうとかに、いろんなところに要望書とか出したんですけども、私らも、ちょっとよく分からんです。自分で、自分らのとこで出したけども、年月もたつし、どこでどう取りまとめたていうのも、そら全部ひっくり返して何かやれたら分かるかもしれんけども、それは途中までしかわからへん。

だから、前のほうが一番多いんですけどね。今言うてくれはったから、それを探してはみますけど、何かええ方法で、そういうのを載してもらって、住民がどんだけ言うて、それを県がどんな反応してもらったか、検証委員会でどういうふうにそれを判定されたか、そういうなんが分かるような環境で残してもらえたら、これからのためにもなるかなと。

これは住民、私らでも、私がそういう希望あるけども、県としても、そういうことが分かると、それから、そういうことがこういう結果になったということで、いろんなこれからのこと役立つと思うんですけどね。

それと、もう一つは、今のホームページとか、RD関係、全部載ってて、私らも、私も見てもよう分かってないんですけど、そこまで全部見てないし、正直言うて、でも、興味で見る人が出てきた時にぱっと分かるような格好で、現在のやつはある程度永遠に残してもらえたらなと思うんですけどね。皆さんはどう思われるか、分かりません。私としてはそういうふうに思ったもんで。

それと、この本読むのになかなか読めなくて、もらって、ちょっと読んだんですけども、44ページの気付いたとこだけ言いますわ。44ページの真ん中辺の「平成10年度（2008年度）」って書いた。これ1998年度の間違いやと思うんです。上から15行、真ん中辺ですね。3の「水質が維持管理基準に適合してないこと、また平成10年度（2008年度）」って書いてるから、これ間違いだと思うんですよ。それと、もひとつは、45ページの括弧で、箱になる括弧で、工事の内容と施工、(2)の施工方法とこのアの「仮説土工」って、この仮説の「説」は設備の「設」の間違いです

ね、多分ね。

それと、私のところの話ですけども、一応今、日吉が丘で「が」で書いていただいているんで。うちも昔は「ヶ」で間違ってたんです、自分とこで、恥ずかしながらね。これを「が」にしてくれて言うたんで、そういうことがあるということで、まだ「ヶ」になってるところはあったんで。例えば、ここなんか、101ページなんか、「ヶ」になってるんで、一応「が」でお願いしますと。それと、そんなもんかな。

それと、これも検証委員会か何かで書かれたやつを持ってこられたと思うんで、これもよう分かってないけど、84ページの上から9か10行目ぐらいのところの「平成12年に硫化ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するため実施されるまでその権限が」と。これ、一番最初に公になったのが、平成11年の1999年やったんかなと思うんですけど、12年にまた大量に出たか、そこをこう書いてるんかもしれませんが。ちょっと思ったことだけです。

あまりにも量が多かったんで、私も一応これ何とか一回読もうと思って読んでんですけど、これからこつこつ読んでると、多分いっぱいこうしたほうがええとかいうの出てくると思うんで、ちょっとゆったりとまた修正していただいたらなと思います。

主任主事：ありがとうございます。今いただいたような細かい記述のミスであったり、誤りってところもあるかと思imasので、またそれに関しては、今後また修正させていただきますし、場合によっては個別にお聞きさせていただくところもあるかと。また、こちらの目でも改めて確認させていただきますけれども、今後修正していくところでさせていただきますのと、あと、非常に大きな点だったのが「日吉ヶ丘」という自治会の表記ですけど、ここについては改めて一通り確認をさせていただきます。

住民：これは昔、「ヶ」で書いてたんで、「ヶ」で出してたかもしれないです、こちら側に、昔はね。今は「が」にしてくださいと市とかにも、そういう状態です。

主任主事：すいません。先に回答させていただきますけれど、旧の文書で例えば御提出いただいたものであったりとかは、基本的には昔の記述をそのまま載せさせていただくのが原則になるかと思imas。ただ、今現在私どもが書く記述の中で修正が必要なものは当然修正させていただきます。

司会：よろしいですか。はい。ニューハイツさん。

住民：行政と住民とのやりとりの話なんですけど、要するにディスコミュニケーションなんですよね。つまりお互いが分かり合えるコミュニケーション成り立たなかったという話で、今、ちょうど兵庫県知事の話が話題なってますけど、全くあれと同じで、お互いを理解しようっていう感覚がなくて、自分たちに、あるいは、自分の側に不利にならないようにしようっていうことになると、相手はいら立つんですよ、基本的に。

だから、さっき〇〇さんおっしゃったように、われわれはいろんな申入書をやってくるんだけど、県側から返ってくる文章が全くコミュニケーション無視するような回答だったら、だから、われわれはまさに住民側としては、いら立ちが募ったんですよ。

この問題は、しっかり総括すべき案件だと私は思います。私書いた本で書いたんだけど、ちゃんとしたコミュニケーションが取れないと、ますます状態は悪化するんだ。その問題が総括っていうか、反省はやっぱり行政のアーカイブの中でも必要かなと思いました。

だから、私たちがどんな要求書出したっていうことだけではなくて、行政がどう回答書を返したのか。そこも含めて、やっぱり再検討して総括する必要があるかなと思います。

主任主事：今のご意見と、先ほど日吉が丘さんからいただいたご意見への回答というところでございますけれども、県のほうにいただいた要望書であるとかにつきましては、部分的にはありますけれども、全てが載せられているかという、現状そうではございません。ただ、記述に当たって必要なものと考えられるものは、なるべく載せるという発想で載せております。

それに対して県の反応がどうであったか、回答がどうであったかってところは、おっしゃるように、確かに今のところ、まだ記述としては不足してる部分も否めなかなと思いますので、そこについては、事実としてどういう回答したというところを記述していくというところで対応してこうかなと思います。

司会：その他、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。先ほど、最初から申し上げていますように継続して、修正して、またご意見いただくというような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは議事の4、5につきまして、これで終了させていただきたいと思います。

最後に議事6「その他」ということですが、その前に、先ほどの1、4-ジオキサンの中で、県のほうから追加で報告したいという案件がございますので、説明をさせていただきます。

主査：すいません。先ほど赤坂さんから頂戴しました1、4-ジオキサンの分解菌がいるのかどうかって話がございますけれども、元々1、4-ジオキサン自体が難分解性で、環境への残留性も高いということで課題になっておることがございますので、基本的に一般環境ではそうそう分解されるものではないというところでございますが、近年、排水処理の技術としまして、1、4-ジオキサンを分解する菌を分離といいますか、特定して、そういった菌を使った排水処理をしようということは実証とかはされてきておるようですので、結論を言いますと、菌は、1、4-ジオキサン分解菌はいるけれども、一般環境中にそうそう存在してるものではないので、今回のRDの周辺の環境調査のほうで1、4-ジオキサンが下がっているというのは、分解されて下がっているのではなくて、あくまで時間経過、汚染がそれ以上広がらずに下がって

きておるといふふうにご理解いただければと思います。

司会：よろしゅうございますか。

住民：そういう物質に関していうことですが、前回も何度か言わしてもうてるんですけど、何やったっけな。名前が出てこないです。ふっ素系のありましたよね。名前出てこないです。PFASとか。

主査：PFOS、PFOA。

住民：あれの、あれの検査をするようにという、今、指示か何か来てますよね。来てませんか。

主査：恐らく環境中、河川水とか、あと、地下水もあったかもしれませんが、そういう一般環境中の項目として、水道水含めて検査ということは国のほうから来ておるかと思うんですが、処分場関係でというのは、すいません、今、承知はしてはいないところです。

住民：テレビ見てましたら、処分場が起源で、ものすご高濃度で千なんぼの出てるという事例が現にあるんですよ。だから、やはりそれを調査項目に僕は付け加えるべきやと思いますし、ほで、また、栗東市さんにおいては、水道できちっとそれを調べていただいて、やはり公表すべきやと思います。それについて、また後から見解を聞かしてください。

ほして、県のほうもやはりこれは追加すべきやと思います。やっぱり今世界的に重大な問題なってきたるし、現にアメリカでは被害受けて、がんか何か知らんけど、されてる方もおられるし、日本は基準がものすごい甘いですよ。アメリカは4ですけど、日本では50とか言うてますよね、そんなんでもいいのかと思うけど。やっぱり、これも調査していただきたいと思います。栗東市さんのほうはどうなんですか。

課長（栗東市）：すいません。栗東市におきましても、水道水につきましては、きちっと定期的に検査のほう実施しまして、基準値以下であるということを確認した上で送水のほうしているということでございます。

住民：基準値以下。じゃ、数値的にはなんぼなんですか。

課長（栗東市）：先ほどおっしゃっていただきました50ng/Lというのが基準になってると思います。

住民：50なんですか。アメリカでは4ですよ。それで、じゃ、私ら安心できますのか。数値をきちっと出すべきちゃいますか。

課長（栗東市）：この数値につきましては、今、国のほうでそういった基準値のほう定められておりまして、それに準じた形での基準値という形なってます。

住民：じゃ、49かも分かんかと、そういうことやね。私らの理解としては、そういうことやね。50以下やったらええんやと。49かもしれんってことやね。お答えがない。

課長（栗東市）：そこにつきましては、基準値を超過したら、実際、もう送水自体の停止しなければならぬという事態にも陥るということでもございますし、基本的には基準値以下であれば、送水のほうはしても支障がないというふうな国の判断であるというふうに考えます。

住民：ますます心配なってくるわ。

司会：よろしいですか。それでは、その他ですけれども、特にございませんでしょうか。事務局からは特に報告事項等はありません。それでは、全体通しまして、ご質問、ご意見等、よろしゅうございますか。

司会：それでは、ちょっとお知らせのほうをさせていただきたいと思います。

それでは、まずは事務局から、本協議会の今後の予定についてお知らせをしたいと思います。次回の協議会の開催につきましては、11月中・下旬ごろを予定しております。開催日程が近づきましたら、詳細について改めてお知らせをいたします。当日は、併せて第5回旧RD最終処分場跡地利用協議会を開催するという予定をしております。

さらに跡地利用協議会では、今、お配りさせていただいたのですが、10月に現地見学会を予定しております、申し訳ございませんが、日はこちらで決めさせていただきますが、案内をさせていただきます。

主査：すいません。資料のほうを、皆さん見ていただけますでしょうか。簡単に概要を説明させていただきます。

旧RD最終処分場跡地利用協議会の現地視察会のご案内ということで、ビラを配らせていただいております。日時は10月17日、木曜日の午前中で、以前に跡地協議会でご紹介をしております、野洲の蓮池の里多目的公園を視察する予定でございます。当日集まっておりますのは、こちらの治田東の駐車場へ集まっております。バスに乗っていただいております。バスの定員がございまして、誠に申し訳ないのですが、20名程度の予定とさせていただきます。

申し込み方法は3つご用意しております。携帯、ここによくみる模様のやつありますね。このQRコード読み取っていただいております。登録していただく方法とファクスと郵送による申し込みを予定しております。ファクスと郵送につきましては、裏面の内

容についてご記入願いまして、おのおの方法で送っていただけましたらと思います。

今、ざっと説明させていただきましたが、詳細につきましては配布しております資料をご覧ください。皆さま、お忙しいと思いますけど、奮ってご参加お願いいたします。

以上です。

司会：この件につきまして、今、何か疑義等、聞いておきたいことございましたらお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。日等、すいません、平日ということで、相手先の都合等でもう決めさせていただきました。それについては、申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。よろしゅうございますか。

住民：すみません。

司会：はい、どうぞ。

住民：20名って書いたるけど、20人って書いてるけども、申し込んで別便で行くというのは駄目なんですか。

主査：ご自身のお車とか、そういうことですか。

住民：まあそうですね。

主査：その辺りは問題はございませんが、交通事故等、十分お気を付けていただければ。

住民：申し込み？

主査：そうですね。申し込みだけはこちらにさせていただいて、それを備考、QRは書くところが無いのですが、教えていただけると問題ございません。

住民：一応申し込んだら柔軟に対応しますぐらいのことですか。いや、20人って書いたるから、多かったら断るのかなって思て。

主査：その辺りは、また参加人数を考えてとは、思ってるんですけども、どれぐらい来ていただけるか。

住民：トイレとかもないし、あこ。そんだけです。

主査：来ていただけるのありがたいと思いますので、またその辺りは、時間等、ご相談させていただきたいと思っております。

司会：はい、ありがとうございます。それでは、以上もちまして第50回連絡協議会のほう  
閉会させていただきます。お忙しいのに申し訳ございません。ありがとうございました。